

公証週間における無料出張公証相談所開設のお知らせ

公証週間の行事として、大阪公証人会主催で、下記のとおり、無料出張公証相談所を開設します。

記

1 日 時：令和6年10月1日（火）から7日（月）まで（後記7のとおり）

2 場 所：大阪府下の7市役所（後記7のとおり）

3 相談員：大阪法務局所属の現職公証人

4 公正証書とは：

法務大臣が任命する公証人が作成する公文書です。

5 効用は：

「遺産相続・遺言」「任意後見契約」「離婚に伴う養育費等支払契約」「金銭・土地建物の貸借」など大切な契約を公正証書にしておくことで、権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。法律で公正証書により契約することになっているもの（事業用借地権設定契約、任意後見契約など）は、公正証書でないと契約の効力が認められません。

6 出張無料公証相談所開設の趣旨は：

我が国の公証制度は、発足以来100年余が経過し、国民各層の中に法律生活の安定及び法的紛争の予防を図るための制度として定着しつつありますが、残念ながら、いまだ幅広く国民各層の間に浸透したものとはなっていないのが実情です。

遺産相続を巡る骨肉の争いや高齢者を狙った各種の詐欺事犯などは、遺言書の作成や、任意後見契約を結んでおけばかなり防げたものと思われます。

そこで、法務省及び日本公証人連合会では、公証制度に対する国民の理解を深め、この制度の周知と利用の促進により、国民生活における権利の保全と法的紛争の予防を図るべく、毎年10月1日からの1週間を《公証週間》と定め、全国各地で広報用のポスター・チラシの配布、無料公証相談所の開設、講演会など各種の広報活動を行ってきました。大阪公証人会では、平成16年から、大阪府下の公証役場が設置されていない各市区町村へ公証人が

出張し、「遺言・任意後見・離婚」などの公正証書作成についての1日無料公証相談を実施しておりますが、今年も昨年に引き続き実施することにしました。公証相談では、公証役場がどこにあるのか、遺言書や任意後見公正証書はどうして作るのか、手数料はいくらかなど皆さんが日ごろ疑問に思っておられることを、公証人に会って率直に質問・相談することができます。なお、当然のことながら、相談内容はプライバシーに関することですので、秘密は厳守します。

7 1日無料公証相談所開設市役所名など（7か所）

☐ 10月1日（火）

① 箕面市役所 【午後1時～午後4時】

☐ 10月2日（水）

② 門真市役所 【午後1時～午後4時】

③ 泉佐野市役所 【午後1時～午後4時】

☐ 10月3日（木）

④ 池田市役所 【午後1時～午後4時】

☐ 10月4日（金）

⑤ 八尾市役所 【午後1時～午後4時】

⑥ 寝屋川市役所 【午後1時～午後4時】

☐ 10月7日（月）

⑦ 富田林市役所 【午後1時～午後4時】

8 公証週間における他の行事：

大阪公証人会では、上記相談所のほか、当会所属の「梅田公証役場・平野町公証役場・本町公証役場・江戸堀公証役場・難波公証役場・上六公証役場・枚方公証役場・高槻公証役場・堺公証人合同役場・岸和田公証役場・東大阪公証役場」において、毎日（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）午前9時30分から午後4時30分まで無料公証相談を受け付けています。

9 上記出張相談に関する大阪公証人会の連絡先

上六公証役場 公証人 金木秀文

TEL： 06－6763－3649（直）

FAX： 06－6762－5690